

中心市街地出店促進事業家賃補助対象者の募集について（第4回目）

1. 概要

中心市街地の対象地区の空き店舗及び集合住宅に併設されている1階部分の店舗を活用して出店される方に対して家賃の一部を補助します。

2. 募集期間

平成23年12月15日（木）から平成24年1月19日（木）まで（4週間）

3. 補助制度概要

補助コース	補助額	補助率	補助期間	募集枠	対象区域※3	対象店舗	対象業種	対象者
空き店舗出店コース	上限 10万円	契約 家賃 3分の 1	最大 1年 以内 ※1	4件 程度 ※2	買物公園及び銀座通を中心とした地区（宮下通7・8丁目～9条通7・8丁目の一部）、（宮下通14・15丁目～5条通14・15丁目）	対象区域内にあり、店舗の出入口が道路に面している1階の空き店舗	主に小売・飲食店・サービス業など	平成23年9月6日以降に出店している方、又はこれから出店しようとする方
集合住宅併設店舗出店コース					中心市街地活性化基本計画で定めている中心市街地区域	集合住宅に併設されている又は併設予定の1階部分の営業用施設	主に小売店（日用品、食料品等） ※新築物件可 ※新規出店のみ	平成24年1月19日以降に出店する予定の方

※1：予算の範囲内で変更する場合があります

※2：予算残額の範囲内で変更する場合があります

※3：対象区域は別図参照

4. 補助対象要件（法人の範囲は別に定めていますのでお問い合わせください）

- （1）昼間の概ね6時間以上及び概ね週6日以上間営業すること
- （2）出店後2年以上の営業を予定している者であること
- （3）納付すべき税（市町村税等）を滞納していないこと
- （4）対象区域の店舗からの移転により移転前の店舗を空き店舗としていないこと
- （5-1）【空き店舗出店コース】既存出店者の場合は、平成23年9月6日以降に出店していること
※出店日が分かるもの（開店チラシや開店イベントの写真等）を提示してください
- （5-2）【集合住宅併設店舗出店コース】募集以前に出店していないこと（賃貸借契約は可）
- （6）出店する地区の商店街振興組合（出店する地区に商店街がない場合には町内会）に加入し、商店街活動など通して中心市街地活性化に協力すること
※未加入であれば平成24年1月末までに加入できること
- （7）平成24年2月分以降の家賃において、建物所有者から家賃の減額等の協力が得られること
※申請の際には、建物所有者からの家賃等減額の協力内容を記載してください

5. 補助金の交付について

平成24年2月分以降の家賃を、家賃の支払い等を確認した上で、複数月分をまとめて交付します。（年4回）

※平成24年4月以降の家賃については、平成24年度予算成立以降確定となります

6. 補助対象者の審査について

次のポイントを考慮して審査をします。

- ①継続的な営業が可能か ②魅力のある店舗か ③中心市街地の活性化に参加意欲があるか

- （1）審査日 ※場所と時間は後日個別に御連絡します
- （2）審査方法 学識経験者等で構成する審査会において、書類及びヒアリングによる審査（補助希望者が審査会で出店計画、現状などを説明していただきます）

7. 申請書の配付場所及び提出先

- （1）配付場所：旭川市経済総務課（第3庁舎3階）及びまちなか交流館（4-7中川ビル1階）
※旭川市経済総務課のホームページからもダウンロードできます。
- （2）提出先：平成24年1月19日までに旭川市経済総務課（第3庁舎3階）へ
- （3）その他：まちなか交流館に出店相談コーナーを開設し、申請書の作成支援や対象地区内の空き店舗の状況、補助、融資など各種制度について情報提供を行っています。

お問い合わせ先：旭川市経済観光部経済総務課流通支援担当
電話：0166-25-7030
FAX：0166-26-7093
メール：ryutsushien@city.asahikawa.hokkaido.jp